

# 練馬区家族介護慰労事業のご案内

## 1 目的

この事業は、介護保険の被保険者である要介護者を居宅において介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、家族の身体的・経済的負担の軽減を目的として実施しているものです。

## 2 利用できる対象者

つぎの要件を全て満たしていること。

- (1) 練馬区内に住所を有し、1年間継続して要介護4または5の要介護被保険者と同居または近隣に居住し、常時その方を在宅で介護していること。
- (2) 要介護世帯と介護世帯ともに住民税非課税世帯であること。
- (3) 要介護者が、要介護4または5に認定されてから、申請月まで1年間（365日間）介護保険サービスを利用していないこと。ただし7日以内の短期入所サービスの利用は除く。
- (4) (3)の期間内に継続して3月以上の入院をしていないこと。ただし、継続して3月以上の入院期間があった場合でも現在は退院し在宅の場合は、その入院期間を除いて1年間（365日間）に(3)の要件を満たしていること。

## 3 申請について

指定の申請書『家族介護慰労金申請書』および『家族介護慰労金登録申請書兼台帳』に、住所、氏名等を記入して、管轄の総合福祉事務所\_高齢者支援係の窓口申請をしてください。

### 【窓口へ持参するもの】

- (1) 介護者ご本人の口座のわかるもの
- (2) 要介護者の方の「要介護認定決定通知書」または「介護保険被保険者証」

### 【注意】

最近転入された方は、転入日より、前住地の住民税「非課税証明書」が必要になる場合があります。詳細は下記お問い合わせ先へご確認ください。

## 4 支給額

家族介護慰労金として、介護されている方に、年1回10万円を支給します。

## 5 申請窓口

〒176 地域の方	練馬総合福祉事務所 高齢者支援係（練馬区役所西庁舎2階） 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 ☎ 5984-1670（直通）
〒179 地域の方	光が丘総合福祉事務所 高齢者支援係（光が丘区民センター2階） 〒179-0072 練馬区光が丘 2-9-6 ☎ 5997-7762（直通）
〒177 地域の方	石神井総合福祉事務所 高齢者支援係（石神井庁舎4階） 〒177-8509 練馬区石神井 3-30-26 ☎ 5393-2818（直通）
〒178 地域の方	大泉総合福祉事務所 高齢者支援係（大泉学園ゆめりあI 4階） 〒178-8601 練馬区東大泉 1-29-1 ☎ 5905-5275（直通）

【お問い合わせ】 高齢者支援課 高齢給付係 ☎ 5984-2774（直通）